



平成 18 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 キ ュ ー サ イ 株 式 会 社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 藤野 孝  
コ ー ド 番 号 2 5 9 6 東 証 第 二 部 ・ 福 証  
問 い 合 わ せ 専務取締役管理本部長 原田 晋吾  
T E L 0 9 2 - 7 2 4 - 0 1 7 9

### 当社取締役に対するストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 14 日開催の当社取締役会において、会社法第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を割当てること及びその内容について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

- (1) 新株予約権の名称  
キューサイ株式会社第 5 回新株予約権証券
- (2) 新株予約権の総数  
1,050 個
- (3) 新株予約権の発行価格  
金銭の払込を要しない。
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 105,000 株  
新株予約権 1 個につき目的である株式（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。  
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。  
ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。行使価額は、平成 18 年 8 月 1 日に決定し、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。  
ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。  
なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の



端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権の行使期間

平成20年8月1日から平成22年7月31日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社、当社子会社、有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島または株式会社キューサイファーム千歳の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。

新株予約権者がその在籍する当社、当社子会社、有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島または株式会社キューサイファーム千歳の就業規則に定める懲戒の事由に該当したときには、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により当社が新株を発行する場合（自己株式の移転の場合を含まない）における新株1株当たりの発行価格（以下「1株当たり発行価格」という）中資本に組み入れない額は、1株当たり発行価格から、資本に組み入れる額を減じた金額とする。資本に組み入れる額とは、1株当たり発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。1株当たり発行価格は、1株当たり払込金額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(10) 新株予約権の割当を受ける者と人数

当社取締役6名

(11) 新株予約権の取得事由

当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、または新設分割計画が当社株主総会または当社取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。



当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

- (12) 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付およびその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の方針にて交付するものとする。ただし、下記の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

#### 記

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することのできる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することのできる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することのできる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(8)に準じて決定する。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使条件ならびに新株予約権の取得事由

上記(7)および(11)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (13) 新株予約権の割当日

平成18年8月1日

- (14) 新株予約証券の発行

新株予約証券は発行しない。

- (15) 新株予約権の行使請求受付場所

キューサイ株式会社 総務部

- (16) 新株予約権行使に際して払込を取り扱う銀行または信託会社及びその取扱の場所

株式会社福岡銀行 本店営業部

以 上